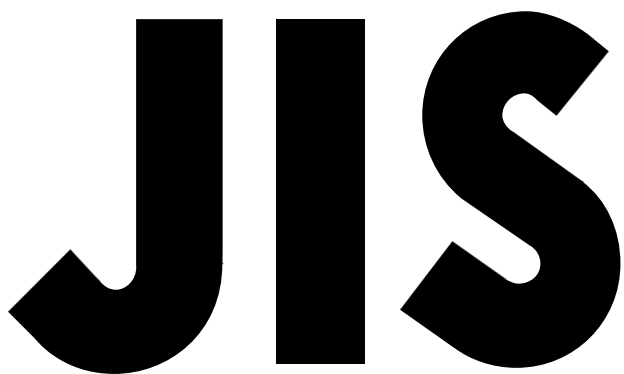




オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器－
第 3 部：通信ケーブル及び通信ポートを介する
直流電力伝送の安全性要求事項

JIS C 62368-3 : 2021

(JBMIA/JSA)

令和 3 年 5 月 20 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第二部会 電子技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	平 本 俊 郎	東京大学
(委員)	荒 木 則 幸	日本電信電話株式会社
	磯 野 秀 樹	富士通オプティカルコンポーネンツ株式会社
	加 藤 隆	日本放送協会
	近 藤 玲 子	総務省国際戦略局
	澤 田 悦 子	一般社団法人電子情報技術産業協会
	杉 山 美佐和	一般財団法人日本消費者協会
	中 西 孝 子	昭和大学
	根 村 玲 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサル タント・相談員協会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 3.5.20

官 報 掲 載 日：令和 3.5.20

原 案 作 成 者：一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-4-10 リーラヒジリザカ TEL 03-6809-5010)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第二部会 (部会長 古関 隆章)

審議専門委員会：電子技術専門委員会 (委員長 平本 俊郎)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際電気標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	2
3 用語, 定義及び略語	2
3.1 用語及び定義	2
3.2 略語	3
4 一般要求事項	4
5 ES1 又は ES2 の電圧を用いた電力伝送	4
5.1 一般要求事項	4
5.2 電氣的要因による傷害, 電力源及びセーフガード	4
5.3 電氣的要因による火災, 電力源及びセーフガード	4
5.4 PSeq の単一故障状態に対する保護のためのセーフガード	6
6 RFT を用いた電力転送	6
6.1 一般要求事項	6
6.2 ICT ネットワークへの接続	7
6.3 電氣的要因による傷害	7
6.4 電氣的要因による火災	12
附属書 A (参考) リモート給電	14
附属書 B (参考) PSeq の単一故障状態に対する保護のためのセーフガード (5.4) の根拠	20
附属書 JA (参考) JIS と対応国際規格との対比表	21
解 説	25

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人ビジネス機械・情報システム産業協会（JBMA）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

オーディオ・ビデオ，情報及び通信技術機器— 第 3 部：通信ケーブル及び通信ポートを介する 直流電力伝送の安全性要求事項

Audio/video, information and communication technology equipment— Part 3: Safety aspects for DC power transfer through communication cables and ports

序文

この規格は，2017 年に第 1 版として発行された **IEC 62368-3** を基とし，対応国際規格の規定をより明確にするため，技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

なお，この規格で点線の下線を施してある箇所は，対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて，**附属書 JA** に示す。

1 適用範囲

この規格は，通信ケーブル又は通信ポートを介して直流電力を伝送するように設計した回路をもつ，電力を供給する機器（PSEq）及び電力を受けるデバイス（PD）に対する特有の要求事項について規定する。
この規格は，**JIS C 62368-1:2021**とともに用いる。

この規格は，主に **JIS C 62368-1:2021** の適用範囲で規定する機器の製品安全規格として用いることを意図している。ただし，製造業者の責任において類似する製品への適用を妨げない。

この規格に該当する電力伝送には，ES1，ES2，又は非常に限られた場合に ES3 の電圧を用いるものがある。その例を，次に示す。

- ES1 の電圧を用いる電力伝送の場合：USB，PoE，ISDN S0 など
- ES2 の電圧を用いる電力伝送の場合：呼出し中のアナログ電話，ISDN U など
- ES3 の電圧を用いる電力伝送の場合：通信サービス事業者による給電設備及び通信設備で用いられる回路（例えば，通信回線から電力を受ける HDSL，SHDSL，VDSL，及び G.fast などの RFT 回路）

注記 1 一般的に ES1 は，他の規格で定義する“危険でない電圧”（例えば，SELV，PELV）と同等の限度値をもつと想定される。

注記 2 一般的に ES2 は，単一故障状態の下で，他の規格で定義する“危険でない電圧”と同等の限度値をもつと想定される。

注記 3 一般的に PS2 回路は，通常動作状態及び単一故障状態の下で，任意の負荷に対して供給する電力が 100 W 未満であることが求められている。

注記 4 デバイス間の直流電力伝送を可能にする業界標準が定義する通信用コネクタを備えたケーブル